

保育所の設備及び運営に関する基準

保育室等	設備 (必置)	調理室・便所 【0・1歳児】乳児室及びほふく室、医務室 【2歳以上児】保育室又は遊戯室	
	面積	【乳児室・ほふく室】3.3㎡／人 【保育室・遊戯室】1.98㎡／人	
屋外 遊戯場	設備 (必置)	屋外遊戯場 ※ 近隣の都市公園を代替地とすることでも可	
	面積	2歳以上児1人あたり3.3㎡	
施設 設備等	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「乳児室等」という。）を2階に設ける場合建物は次の(1)、(2)及び(6)の要件に、乳児室等を3階以上に設ける建物は次の(2)から(8)までの要件に該当するものであること。 (1)建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。 (2)乳児室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める設備が1以上設けられていること		
	階	区分	設備
	2階	常用	(1)屋内階段 (2)屋外階段
		避難用	(1)建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に該当するものとする。 (2)待避上有効なバルコニー (3)建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

資料 2 ～ 8 別添

施設 設備等			(4) 屋外階段	
	3 階	常用	(1) 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 屋外階段	
		避難用	(1) 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 3 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に該当するものとする。 (2) 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (3) 屋外階段	
	4 階 以上	常用	(1) 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段	
		避難用	(1) 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に該当するものとする。 (2) 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路	

		(3) 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造 の屋外階段	
職員 (必置)	保育士	(3) (2) の表に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、そのうちの 1 つの施設又は設備に至る歩行距離が 30m 以下となるように設けられていること。 (4) 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この項目において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 ① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ② 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置がもうけられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 (5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。 (6) 乳児室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 (8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。	
		【 0 歳 児】 3:1 【 1・2 歳 児】 6:1 【 3 歳 児】 20:1 【 4・5 歳 児】 30:1 ※ 1 つの保育所につき、2 人を下回ることはできない。	

資料 2 ～ 8 別添

	その他	嘱託医・調理員 ※ 調理業務の全部を委託する施設においては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができる。
設置者の要件 ※ 社会福祉法人又は学校法人が設置者の場合は、右のDの要件をみたし、これら以外の者が設置者の場合は右のA～D全ての要件を満たすこと	A 経済的基礎	以下に掲げる要件を全て満たすこと。 ① 保育所の設置者が、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。 ただし、札幌市私立保育所設置認可等要綱第11条に規定する不動産の貸与を受ける要件に適合する場合は、この要件を満たすものとみなす。 ② 保育所の設置者が、保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。 ③ 直近の会計年度において、保育所を運営する事業以外の事業を含む設置者の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
	B 知識又は経験	次の①及び②のいずれにも該当するか、③に該当すること。 ① 保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。 ② 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービス利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。 ③ 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む。

	C 社会的信望	保育所の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。））が社会的信望を有すると市長が認めること。
	D その他	以下に掲げる要件を全て満たすこと。 ① 児童福祉法第35条第5項第4号のいずれにも該当しないこと。 ② 暴力団員の支配を受けていないこと。